

## 健康管理センター設置規程

制 定 平成22年1月1日和医大規程第65号  
最終改正 令和3年12月13日和医大規程第77号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人和歌山県立医科大学組織規程（平成18年4月1日和医大規程第12号）第4条の規定に基づき設置する健康管理センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、職員及び学生の健康の保持増進を図ることを目的とする。

(業務内容)

第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 健康診断の実施に関すること。
- (2) 労働時間等の状況その他を考慮して面接指導の対象となる職員の面接指導の実施に関すること。
- (3) 健康診断及び面接指導の結果に基づく健康指導に関すること。
- (4) 職務環境の管理及び改善に関すること。
- (5) 衛生教育に関すること。
- (6) 健康教育、健康相談その他職員の健康の保持増進を図るための措置に関すること。
- (7) 健康障害の原因の調査及び研究並びに再発防止策に関すること。
- (8) 軽微な疾病及び傷病の応急措置に関すること。
- (9) その他職員及び学生の健康管理全般に関すること。

(組織)

第4条 センターには、次に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 産業医
- (4) その他必要な職員

2 センター長は、センターの業務を掌理する。

3 センター長は、理事長が指名する本学の教職員をもって充て、その任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

4 センター長は、副センター長及び学校医を指名し、配置する。

(運営)

第5条 センターの管理及び運営に関する基本的な事項については、公立大学法人和歌山県立医科大学安全衛生管理規程（平成18年4月1日和医大規程第62号）第11条の規定に基づく衛生委員会において審議する。

(庶務等)

第6条 センターの庶務は、総務課において処理する。

附 則

この規程は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年12月13日和医大規程第77号）

この規程は、令和4年1月1日から施行する。